第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	公共施設マネジメント課

契約業者名・住所	有限責任監査法人トーマツ　代表社員　惣田　一弘 東京都千代田区丸の内三丁目２番３号　丸の内二重橋ビルディング
工事等の名称	松戸市公共施設個別施設計画策定支援業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種　別	「調査・計画」部門「市場・経済調査」及び「「地域計画」
工事等期間	令和８年１０月１日から令和１１年３月３０日まで
契約金額	２３，６４６，７００円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	現行の個別施設計画が令和１０年度末で計画期間満了となることから、内容の見直しを行い、第２期の個別施設計画の策定に対する支援業務を行う。
随意契約の理由	本計画の策定にあたっては、将来の公共施設の維持管理・更新に必要な費用と、投資可能な費用との間に生じる財源の不足額を解消するための方策について検討を行うこと及び業務実施にあたっては、公共施設に関する専門的な知識や経験を必要とするほか、課題解決に向けた高度な創造性が必要である。 よって、価格のみによる競争では必要な能力を有する事業者を契約相手方とすることができない可能性があるため、提案内容を総合的に評価し、競争性、公平性、透明性を確保しながら優れた提案を採用する公募型プロポーザル方式とし、本事業に関連のある所属職員で組織する選考委員会において、提案書、見積書、プレゼンテーションを評価基準に基づき評価したところ、当該事業者を最優秀提案者に決定したものである。 以上の理由から、当該事業者に委託することが必要であると認められるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定により随意契約とするものである。